

平生町人事行政の運営等の状況

「平生町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、給与、服務や勤務条件など人事行政の運営状況についてお知らせいたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職等の状況（平成 29 年度）

① 採用者数（人）

区 分	大学卒	短大卒	高校卒	計
一般行政職	2	0	0	2

② 退職者数（人）

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
一般行政職	2	1	1	1	5
技能労務職	0	0	0	0	0
計	2	1	1	1	5

※ 一般行政職：行政職給料表適用者

※ 技能労務職：技能労務職員給料表適用者

(2) 職員数の状況

① 部門別職員数の状況及び主な増減理由（各年 4 月 1 日現在）

部門	区分	職 員 数（人）		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 29 年	平成 30 年		
一般行政	議 会	1	1		
	総 務	39	36	▲3	業務の統廃合
	税 務	10	10		
	民 生	11	10	▲1	業務の統廃合
	衛 生	8	9	1	業務量の増
	農林水産	11	11		
	商 工	2	2		
	土 木	10	10		
	小 計	92	89	▲3	
特別行政	教 育	17	17		
	小 計	17	17		
公営企業等会計	下 水 道	3	3		
	交 通	0	0		
	そ の 他	8	8		
	小 計	11	11		
合 計		120	117	▲3	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、休職者等を含み、教育長は除く。

② 職員数の推移（各年 4 月 1 日現在）

部 門	職 員 数（人）				
	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
一 般 行 政	94	91	89	92	89
特 別 行 政	26	25	24	17	17
公営企業等会計	13	12	11	11	11
合 計	133	128	124	120	117

2 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成 29 年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	平成 28 年度の 人件費率(参考)
29 年度	人 12,057	千円 4,977,442	千円 207,292	千円 972,151	% 19.5	% 19.9

② 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	
30 年度	人 107	千円 417,314	千円 49,643	千円 163,000	千円 629,957	千円 5,887

※ 職員手当には退職手当を含んでいません。

※ 給与費は当初予算に計上された額です。

(2) 職員の平均給料月額、初任給等の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

① 職員の平均給料月額、平均年齢の状況

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	327,000 円	43.3 歳
技能労務職	279,100 円	45.2 歳

② 職員の初任給の状況

区 分		平生町	国
一般行政職	大学卒	182,000 円	179,200 円
	高校卒	149,400 円	147,100 円
技能労務職		121,600 円	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区 分	経 験 年 数			
	10 年以上～15 年未満	15 年以上～20 年未満	20 年以上～25 年未満	
一般行政職	大学卒	268,300 円	319,900 円	357,000 円
	高校卒	224,100 円	—	307,300 円
技能労務職		—	—	261,200 円

(3) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

級区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事補 技手	主事 技師	主任主事 主任技師	主査	課長補佐	課長	課長	
職員数(人)	5	12	31	26	8	9	1	92
構成比(%)	5.4	13.0	33.7	28.3	8.7	9.8	1.1	100.0

※ 一般行政職：地方公務員給与実態調査により決められた区分による

※ 級区分：平生町の給与条例に基づく給料表の級区分

※ 標準的な職務内容：それぞれの級に該当する代表的な職務

(4) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成29年度）

		平生町	国
1人当たり平均支給額		1,521千円	—
支給割合	期末手当	2.6月分	2.6月分
	勤勉手当	1.7月分	1.8月分
加算措置の状況	役職加算	5～15%	5～20%
	管理職加算	なし	10～25%

② 退職手当（平成30年4月1日現在）

		平生町		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	応募認定・定年
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.58688月分	左記に同じ	
	勤続25年	28.0395月分	33.2708月分		
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
	最高限度額	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置			
		2%～20%		2%～45%	
1人当たり平均支給額		—千円	22,041千円	—	

※ 1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

手当の種類（手当数）		7
手当の名称	支給される職員の範囲	支給額
税務外勤手当	町税の賦課査定・調査及び徴収事務従事職員	日額 300円
町収入金徴収手当	町税を除く町収入金の徴収事務従事職員	日額 300円
防疫手当	消毒作業従事職員	日額 1,000円
死体取扱手当	死体の収容処理作業従事職員	1件 2,000円
野犬捕獲手当	野犬の捕獲作業従事職員	日額 500円
下水道維持管理手当	下水道の維持管理業務従事職員	日額 300円
用地交渉手当	正規の勤務時間外における公共事業用地の取得に係る交渉事務従事職員	日額 500円
職員全体に占める手当支給対象職員の割合		7.7%
平成29年度決算	支給実績	0円
	支給職員1人当たり平均支給年額	0円

④ 時間外勤務手当

	平成 28 年度決算	平成 29 年度決算
支給実績	13,434 千円	16,798 千円
職員 1 人当たり平均支給年額	149,262 円	190,890 円

⑤ その他の手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

手当名	要件等		平生町		国		平成 29 年度決算
							支給実績 (1 人当たり 平均支給年額)
扶養手当	配偶者		10,000 円		6,500 円		13,288 千円 (237,293 円)
	子		8,500 円		10,000 円		
	父母等		6,500 円		6,500 円		
	1 人 (配偶者なし)	子	10,000 円		—		
		父母等	9,000 円		—		
特定期間の加算		5,000 円		5,000 円			
住居手当	借家	家賃 23,000 円以下		家賃 - 12,000 円		7,863 千円 (271,141 円)	
		家賃 23,000 円超 55,000 円未満		(家賃 - 23,000 円) ÷ 2 + 11,000 円			
		家賃 55,000 円以上		27,000 円			
通勤手当	交通機関		運賃相当額 (最高月額 55,000 円)				4,707 千円 (74,714 円)
	交通用具	距離区分	2 km 毎		5 km 毎		
		距離範囲	2 km 以上 30 km 未満	2,500 ~ 22,000 円	60 km 未満	2,000 ~ 29,800 円	
管理職手当	管理職		課長・主幹	40,000 円	級及び 職区分 に応じ	46,300 円 ~ 139,300 円	9,768 千円 (407,000 円)
			課長補佐	30,000 円			
			園長	22,000 円			
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務		時間単価の 135/100				602 千円 (18,250 円)
管理職員特別勤務手当	週休日等に勤務した場合、勤務 1 回につき		4,000 円 ~ 6,000 円 (6 時間超 : 150/100 割増)		6,000 円 ~ 10,000 円 (6 時間超 : 150/100 割増)		239 千円 (26,556 円)

(5) 特別職の報酬等の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	町 長	740,000 円
	副 町 長	604,000 円
	教 育 長	551,000 円
報 酬	議 長	270,000 円
	副 議 長	217,000 円
	議 員	199,000 円
期末手当	町長、副町長、教育長	3.25 月分 加算措置あり
	議長、副議長、議員	
退職手当	町 長	給料月額×5.0/12×在職月数 【任期毎】
	副 町 長	給料月額×3.0/12×在職月数 【任期毎】
	教 育 長	給料月額×2.6/12×在職月数 【任期毎】

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間（平成 30 年 4 月 1 日現在）

1 週間の勤務時間	1 日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8:30	17:15	12:00~13:00

(2) 休暇制度について

休暇の種類	概 要
年次有給休暇	1 年に 20 日を付与 [平均取得日数（平成 29 年）：9.3 日]
病気休暇	負傷や疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、90 日の範囲内で取得可能
特別休暇	結婚、出産、忌引など、特別の事由により勤務しないことが相当である場合、休暇に応じた日数の範囲内で取得可能
介護休暇	介護を最低 2 週間以上必要とし、勤務しないことが相当であると認められる場合、6 月の範囲内で取得可能 [取得者（平成 29 年）：0 人]

(3) 育児休業等（平成 29 年度）

区 分	概 要
育児休業	3歳に満たない子を養育するため、3歳に達する日まで取得可能 [取得者：女性1人、男性0人]
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間のうち2時間まで取得可能 [取得者：女性3人、男性0人]
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、いくつかある勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務可能 [取得者：女性0人、男性0人]

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成 29 年度）

(人)

事由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績がよくない場合	0	0		0	0
心身の故障の場合	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0		0	0
刑事事件に関し起訴された場合			0	0	0
計	0	0	1	0	1

※ 分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たし得ない場合に公務能率を高めるため、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

(2) 懲戒処分者数（平成 29 年度）

(人)

事由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反・職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

※ 懲戒処分とは、勤務関係の秩序を維持するため、職員の服務義務違反に対して科する制裁処分です。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務上の義務

職員は、地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務があります。

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ② 信用失墜行為の禁止
- ③ 秘密を守る義務
- ④ 職務に専念する義務
- ⑤ 政治的行為の制限
- ⑥ 争議行為等の禁止
- ⑦ 営利企業等の従事制限

(2) 職務に専念する義務の免除

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、職務に専念しなくてはなりません。次の場合、その義務が免除されます。

- ① 研修を受ける場合
- ② 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ③ その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成 29 年度）

種 別	研修数 (件)	受講者数 (人)	実 施 団 体
独 自 研 修	6	327	平生町
階 層 別 研 修	12	21	山口県ひとづくり財団
特 別 研 修	33	35	山口県ひとづくり財団
派 遣 研 修	1	1	広島市職員研修
	2	2	日本経営協会

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業（平成 29 年度）

区 分	受診者数 (人)	内 容
定期健康診断	57	
人間ドック	61	日帰り人間ドック（30歳以上）・短期人間ドック（40歳以上）

(2) 公務災害の認定状況（平成 29 年度）（件）

公務災害	通勤災害
1	0

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成 29 年度）

なし

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成 29 年度）

なし